入札説明書

<u>件名</u> 統計データ利活用センターに係る入退室管理システム等の 構築及び保守業務

独立行政法人統計センター

令和5年2月13日

※ (注意)

入札説明書等をダウンロードした際は、必ず入札件名、会社名、営業担当者 名、電話番号、FAX番号を下記宛先までメールにてご連絡をお願いします。

なお、ご連絡先の連絡がない場合、当センターからの連絡事項、仕様書の修 正等をお伝えすることができないことになりますので、ご理解、ご協力の程よ ろしくお願いいたします。

【総務部財務課調達係】 MAIL: koukoku_atmark_nstac.go.jp

※ 「_atmark_」を「@」に置き換えて送信してください。

入札説明書の概要

件名:統計データ利活用センターに係る入退室管理システム等の構築及び保守業務

1 調達日程等

項目	日時	場所
① 入札説明会(※1,2)	令和5年2月20日 13時00分	総務省第二庁舎1F105号室 (東京都新宿区若松町19-1)
② 開札 (※3)	令和5年4月3日 14時00分	総務省第二庁舎3F 314B室 (東京都新宿区若松町19-1)

- ※1 入札説明会に参加を希望する場合は、令和5年2月17日14時00分までに入札 説明書15(2)宛にメールにて連絡すること。なお、参加者が多い場合は日程の 調整を行うこととする。
- ※2 入札説明会に参加する際は、本入札説明書を持参すること。
- ※3 原則立ち会うこととするが、今般の社会情況に応じて、立ち会えない場合には、 開札日の前日までに事前の連絡をすること。

2 提出書類等

項目	様 式(※1)	提出期限	提出場所
①入札書 (内訳書含む)	様式1 (長3封筒に入れ封緘すること)		
②委任状	様式 2	A = - 1-	総務省第二庁舎
③総務省競争 参加資格	R4~R6 資格審査結果通知書 (全省庁統一資格) 写し	令和5年 3月15日 14時00分	3 F 314A 号室 独立行政法人 統計センター
4履行証明書	様式3及び別紙	14 时 00 分	総務部財務課調達係
⑤再委託 申請書(※2)	様式 4		(東京都新宿区 若松町 19-1)
		令和5年	
⑥下見積書	様式6	3月6日	
		14 時 00 分	

- ※1 提出書類は、各様式の注意書きを熟読の上、作成すること。
- ※2 再委託を予定している場合のみ作成し、提出すること。

3 その他

① 落札者の決定方法 | 最低価格

② 契約方式

総価契約

③ 留意事項 詳細については、入札説明書、仕様書、契約書案を熟読し、内容を理解、 遵守すること。

目 次

- 1. 契約担当者の役職及び氏名等
- 2. 調達内容
- 3. 競争参加者に必要な資格に関する事項
- 4. 入札説明会の日時及び場所
- 5. 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
- 6. 入札保証金及び契約保証金
- 7. 履行証明書等の作成等
- 8. 入札方法等
- 9. 入札の無効
- 10. 入札の延期等
- 11. 開札
- 12. 落札者の決定方法
- 13. 契約書作成の要否及び契約条項
- 14. その他
- 15. 問い合わせ先

別紙様式第1号入札書別紙様式第2号委任状

別紙様式第3号 履行証明書

別紙様式第3号別紙1 業務履行体制等報告書

別紙様式第4号再委託申請書別紙様式第5号契約書(案)別紙様式第6号下見積書

別添1 電子メールによる入札手続きについて

別添 2 仕様書

入札 説明書

1 契約担当者の役職及び氏名等

(1) 契約担当者 契約担当役独立行政法人統計センター理事長 笹島 誉行

(2) 所在地 〒162-8668 東京都新宿区若松町 19番1号

2 調達内容

(1) 件 名 統計データ利活用センターに係る入退室管理システム等の構築

及び保守業務

(2) 業務内容 仕様書のとおり

(3) 履行期間 仕様書のとおり

3 競争参加者に必要な資格に関する事項

- (1) 独立行政法人統計センター契約事務取扱要領第7条の規定に該当しない者であること。 ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得て いる者は、この限りではない。
- (2) 独立行政法人統計センター契約事務取扱要領第8条の規定に該当しない者であること。 具体的には、以下の各号のいずれかに該当し、且つ、その事実があった後3年を経過していない者(これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同じ。)は、 競争に参加する資格を有しない。
- ① 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量 に関して不正の行為をした者
- ② 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ③ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- ④ 監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者
- ⑤ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
- ⑥ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚 偽の事実に基づき過大な額で行ったとき
- (3) 令和 4・5・6 年度総務省競争参加資格(全省統一資格)の「役務の提供」においていずれかの等級に格付された者であること。(「役務の提供等」の営業品目の「その他」に登録してある者であること。)
- (4) 履行証明書によって当該業務の履行が可能であると証明し、且つ契約担当役が要求要件 を満たし当該業務の履行が可能であると判断した者であること。
- (5) 総務省及び他省庁等における指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。ただし、他省庁等における処分期間については、総務省の処分期間を超過した期日は含めない。
- (6) 本入札に参加する者は、入札前に必ず統計センターが保持する本業務における資料を 閲覧すること。なお、詳細については、「現地調査実施要領」を確認すること。
- (7) その他必要な書類等の提出を指示された場合は、これに応じなければならない。

4 入札説明会の日時及び場所

- (1) 日 時 令和5年2月20日 午後1時
- (2) 場 所 総務省第二庁舎 入札室(1階、扉番号105)
- (3) 入札説明会に参加を希望する場合は、令和5年2月17日午後2時までに入札説明書 15(2)宛にメールにて連絡すること。なお、参加者が多い場合は日程の調整を行う こととする。
- 5 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

6 入札保証金及び契約保証金

免除

7 履行証明書等の作成等

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、履行証明書を別紙様式第3号に基づき作成 し提出期限までに提出すること。
- (2) 本業務の実施にあたり、適正な履行を確保するために必要な範囲において、本契約の 一部について再委託を予定している場合は、<u>別紙様式第4号「再委託承認申請書」を作</u> 成し、提出しなければならない。
- (3) 提出された履行証明書は、独立行政法人統計センターにおいて確認及び審査し、資格があると認められるものに限り、入札の対象者とする。
- (4) 提出された履行証明書等について説明を求められたときは、これに応じなければならない。
- (5) 履行証明書等の作成に要する費用は、すべて入札者の負担とする。
- (6) 履行証明書等の提出方法
 - ① 持参により履行証明書等を提出する際は、封印し、且つその封皮に氏名(法人の場合は、その名称又は商号)及び「令和5年4月3日午後2時開札(統計データ利活用センターに係る入退室管理システム等の構築及び保守業務)の履行証明書在中」と記述しなければならない。
 - ② 郵便(書留郵便に限る。令和5年3月15日午後2時までに必着のこと)により提出する場合は、履行証明書を封筒に入れ、その封皮には直接提出する場合と同様に氏名等を記述し、提出期限までに下記宛に送付しなければならない。
 - ③ 電子メール (PDF ファイル) により提出する場合は、別添1で定める手続きに従い、提出期限までに提出しなければならない。

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による提出は認めない。

- ④ 入札者は提出された履行証明書等を引換え、変更又は取り消しをすることはできない。
- (7) 提出期限 令和5年3月15日 午後2時
- (8) 提出場所 〒162-8668 東京都新宿区若松町 19番1号 独立行政法人統計センター総務部財務課調達係 (3階、扉番号 314A)

8 入札方法等

(1) 入札者は入札公告及び入札説明書等を熟読の上、入札しなければならない。この場合

において、入札説明書等に疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。ただし、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し立てることはできない。

- (2) 入札金額は、総額を記入すること。
- (3) 入札金額は、仕様書に基づき、各種手続き等に要する物品及び役務費用の他、保険料及び関税等、指定する納入場所での引き渡しまでに要する一切の経費の合計を見積もり、その金額を入札書に記載すること。(入札金額は下見積書の金額を超えないこと。)
- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載しなければならない。
- (5) 入札書の提出方法
 - ① 紙による入札の場合は、入札書を封筒に入れ提出しなければならない。
 - ② 入札書は、別紙様式第1号により作成し、直接提出する場合は、封筒に入れ封緘し、 且つその封皮に氏名(法人の場合は、その名称又は商号)及び「令和5年4月3日午 後2時開札(統計データ利活用センターに係る入退室管理システム等の構築及び保守 業務)の入札書在中」と記述しなければならない。なお、開札に立ち会わない場合は、 再度入札を想定し、複数回(最低3回程度)の入札書を必要事項明記の上、提出する こと。
 - ③ 入札書提出の際には、内訳書を作成の上、同封または送付すること。

なお、内訳金額が入札金額と符合しない場合は、入札金額で入札したものとみなす。 この場合において、入札者は内訳金額の補正を求められたときは、直ちに入札金額に基 づいてこれを補正しなければならない。

- ④ 郵便(書留郵便に限る。令和5年3月15日午後2時までに必着のこと)により提出する場合は、入札書提出期限までに、後記(9)に示す場所あてに送付しなければならない。ただし、やむを得ない理由により入札者又はその代理人が開札に立ち会わず、郵便により提出する場合は、初度入札の入札書在中の封筒には「1回」と、再度入札の入札書在中の封筒には「2回」から順に回数を記載して、それらをまとめ別の封筒に入れ、表面に「入札書在中」と記載して、入札書提出期限までに、後記(9)に示す場所あてに送付しなければならない。
- ⑤ 電子メール (PDF ファイル) により提出する場合は、別添1で定める手続きに従い、 入札書を提出しなければならない。なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法に よる入札は認めない。
- ⑥ 入札者は、提出した入札書の引換え、変更又は取り消しをすることができない。
- (6) 代理人による入札
 - ① 代理人が入札する場合には、委任状を別紙様式第2号により作成し、入札書提出時に提出しなければならない。
 - ② 入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。
- (7) 資格決定通知書

入札者は前記3 (3) による資格決定通知書の写しを入札書提出時に提出しなければならない。

- (8) 提出期限 令和5年3月15日 午後2時
- (9) 提出場所 〒162-8668 東京都新宿区若松町 19番1号 独立行政法人統計センター総務部財務課調達係 (3階、扉番号 314A)
- (10) 入札に関する注意事項
 - ① 入札者は、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和 22 年法律第 54 号)等に抵触する行為を行ってはならない。
 - ② 入札者は、入札にあたって、競争を制限する目的で他の入札者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
 - ③ 入札者は、落札者の決定前に、他の入札者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
 - ④ 公正な価格を害し又は不正の利益を得るための連合をしてはならない。
 - ⑤ 入札者は、正当な理由がないのに商品又は役務をその供給に要する費用を著しく下回る 対価で継続して供給し、その他不当に商品又は役務を低い価格で供給し、他の事業者の事 業活動を困難にさせる恐れがある入札価格を定めてはならない。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。

- (1) 入札公告及び前記3(1)-(7)に示した競争参加資格のない者が提出した入札書
- (2) 委任状を提出しない代理人が提出した入札書
- (3) 金額を訂正した入札書、また、それ以外の訂正について訂正印のない入札書
- (4) 誤字、脱字等により意思表示が不明確な入札書
- (5) 本件責任者及び担当者の役職、氏名及び連絡先の記載がない入札書(但し、代表者印を 押印している場合はこの限りではない)
- (6) 明らかに連合によると認められる入札書
- (7) 明らかに錯誤と認められる入札書
- (8) 同一の入札について、2通以上提出された入札書
- (9) 入札公告に示した日時までに到着しない入札書
- (10) 入札者に係る資格審査が開札日時までに終了しないとき又は資格を有すると認められ なかったときの入札書
- (11) 入札に関する条件に違反した者の提出した入札書
- (12) 提出書類に虚偽又は不正の記載を行った者の提出した入札書
- (13) 入札書が郵便で差し出された場合において上記8(5)④ただし書きに定める記載のない入札書
- (14) 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

10 入札の延期等

入札者が連合し又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取り止めることがある。

11 開札

(1) 日 時 令和5年4月3日 午後2時

- (2) 場 所 総務省第二庁舎 3階 扉番号 314B
- (3) 開 札
 - ① 開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、やむを得ない理由により 入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わ せて行う。
 - ② 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
 - ③ 入札者又はその代理人は、契約担当者が特にやむを得ない事情があると認めた場合の外、 開札場を退場することができない。
 - ④ 開札場では、みだりに私語を発してはならない。
- (4) 再度入札
 - ① 開札をした場合において、予定価格の制限の範囲内に達した価格の入札がないときは、 直ちに再度入札を行うものとする。(入札書は、複数枚用意しておくこと。)
 - ② 再度入札をしても落札者がないときは、入札をやめることがある。この場合、異議の申立てはできない。
 - ③ 前号①ただし書きに該当し、事前に2回目以降の入札書の提出がない場合は、入札辞退とする。

12 落札者の決定方法

- (1) 本入札説明書における要求要件をすべて満たし、独立行政法人統計センター会計規程 第43条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効 な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によって は、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる とき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあ って著しく不適当であると認められるときは、入札結果を保留とする。この場合、入札参 加者は当センターの行う事前聴取等の調査に協力しなければならない。また、調査の結果、 上記のただし書きに該当すると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で次順位の者 を落札者とする。
- (2) 前号の場合において落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。
- (3) 前号の場合において、当該入札者のうちくじを引かない者又は出席しない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせて落札者を決定する。

13 契約書作成の要否及び契約条項

- (1) 契約締結に当たっては、本入札説明書に添付する別紙様式第5号契約書(案)に基づく契約書を作成するものとする。
- (2) 契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書に記名押印し、更に契約 担当者がその当該契約書の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
- (3) 上記(2) の場合において契約担当者が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- (4) 契約担当者が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。
- (5) 契約単価は、入札書に記載された書面上の単価の100分の110に相当する額とする。

ただし、小数点第1位未満の端数については切り捨てとする。

14 その他

- (1) 契約に要する費用は、すべて落札者の負担とする。
- (2) 入札参加者は、入札説明書、仕様書、契約書(案)を熟読し、内容を理解、遵守すること。
- (3) 入札参加予定者は、社名及び代表者氏名並びに本件責任者及び担当者の役職、氏名及 び連絡先(但し、代表者印を押印している場合は不要とする)を記載した別紙様式第6 号の下見積書(概算見積)を令和5年3月6日午後2時までに下記15(2)宛に提出す ること。(eメール等による送付可)

15 問い合わせ先

(1) 仕様書及び履行証明書作成に関する問い合わせ先 独立行政法人統計センター統計データ利活用センター 横溝 秀始

電 話 073-425-0205

FAX 073-425-0206

E-Mail r-rikatsuyo_atmark_nstac.go.jp

〒640-8203 和歌山県和歌山市東蔵前丁3-17

※「_atmark_」を「@」に置き換えて送信してください。

(2) 契約手続に関する問い合わせ先

独立行政法人統計センター総務部財務課調達係 谷山 仁志 独立行政法人統計センター総務部財務課調達係 川崎 僚太 〒162-8668 東京都新宿区若松町 19番 1 号総務省第二庁舎 3 階 314A 号室

電 話 03-5273-1219

F A X 03-5273-1229

E-Mail d-choutatsu_atmark_nstac.go.jp

※「_atmark_」を「@」に置き換えて送信してください。

問い合わせは、必ず書面(ファクシミリでも可)又はeメールで行うこと。

問い合わせ期限 令和5年3月14日まで

(別紙様式第1号 入札書)

入札書

<u>(件名 統計データ利活用センターに係る入退室管理システム等の構築及び</u> 保守業務

上記について、入札公告及び入札説明書承諾のうえ入札します。

(金額)										円,
	(金額は	おづめ	散し.	左端は	¥で総	i めるこ	(کے		

年 月 日 (日付は、提出日を記載すること) 契約担当役 独立行政法人統計センター 理 事 長 笹島 誉行 殿

> 住 所 商号又は名称 代表者(役職及び氏名) (代理人氏名) 本件責任者(役職及び氏名) 担当者(役職及び氏名) 電話番号 Mail

- 1. 提出年月日は、必ず記入のこと。
- 2. 金額の訂正は、認めない。
- 3. 開札時における再度入札を考慮して入札書は余分に用意すること。
- 4. 「(代理人氏名)」は、代理人が入札するときに記載すること。
- 5. 用紙の大きさは、A列4(縦)とする。
- 6. 押印は不要であるが、応札事業者の方針として押印を必要とする場合は、この限りではない

(別紙様式第2号 委任状)

委任状

私は、(<u>代理人氏名</u>)を代理人と定め、契約担当役独立行政法人統計センター理事長の発注する「統計データ利活用センターに係る入退室管理システム等の構築及び保守業務」に関し、下記の権限を委任します。

記

入札及び見積りに関する一切の権限

代理人使用印鑑

(応札事業者が押印を必要 とする場合のみ使用する こと。)

年 月 日 (日付は、提出日を記載すること) 契約担当役 独立行政法人統計センター 理 事 長 笹島 誉行 殿

> 住 所 商号又は名称 代表者(役職及び氏名) 本件責任者(役職及び氏名) 担当者(役職及び氏名) 電話番号 Mail

- 1. 提出年月日は、必ず記入のこと。
- 2. 用紙の大きさは、A4(縦)とする。
- 3. 押印は不要であるが、応札事業者の方針として押印を必要とする場合は、この限りではない。

(別紙様式第3号 履行証明書)

年 月 日 (日付は、提出日を記載すること)

履行証明書

契約担当役 独立行政法人統計センター 理 事 長 笹島 誉行 殿

> 住 所 商号又は名称 代表者(役職及び氏名) 本件責任者(役職及び氏名) 担当者(役職及び氏名) 電話番号 Mail

入札説明書7について、下記のとおり証明します。

記

契約期間中に、「統計データ利活用センターに係る入退室管理システム等の構築 及び保守業務」の仕様書における要件等をすべて満たした業務等の提供が可能であ ることを証明致します。

なお、本業務の仕様書に対する業務履行体制等報告書については、「別紙様式第3号別紙 1 業務履行体制等報告書」のとおりです。

- 1. 提出年月日は、必ず記入のこと。
- 2. 用紙の大きさは、A4(縦)とする。
- 3. 押印は不要であるが、応札事業者の方針として押印を必要とする場合は、この限りではない。

(別紙様式第3号別紙1 業務履行体制等報告書)

業務履行体制等証明書

本業務を行う場合の業務履行体制等について、下記のとおり証明します。

記

= ++ A				
貴社名				

1 概 要

(1) 法人概要

正式法人名、本社所在地、代表社名、事業内容、資本金、設立年月日、従業員数、支店数ホームページのURLについて、以下のとおり報告します。(パンフレット等の代用可。)

2 体制

(1) 請負業務体制図及びスケジュール

統計データ利活用センターに係る入退室管理システム等の構築及び保守業務における請 負業務体制図及びスケジュールについては、別添のとおりです。

- 3 導入業務作業員
- (1) 導入要員

導入業務を予定している人数について、下記のとおり報告します。

予定人員 業務区分内訳

(例) 3名 責任者 1名

作業実施者 2名

4 機器等の要件

仕様書「5.作業管理要件・機器要件」に記述されている設置予定機器等は別紙のとおりです。

5 請負者の要件

(1) 仕様書「9. 請負者の要件」に記述されている ISO9001、ISO14001 の認証書の写し又は同 等以上の品質マネジメント、環境マネジメント対策は、別添のとおりです。

(認証を取得している事業者を含めた業務体制については、認証を取得している事業者の写しを添付すること。)

(2) 仕様書「9.請負者の要件」に記述されている建設工事業、電気工事業、内装仕上工事業の建設業許可の写しは、別添のとおりです。

(建設業許可を有している事業者を含めた業務体制については、建設業許可を有している 事業者の写しを添付すること。)

(別紙様式第4号 再委託承認申請書)

年 月 日 (日付は、提出日を記載すること)

再委託承認申請書

契約担当役 独立行政法人統計センター 理 事 長 笹島 誉行 殿

> 住 所 商号又は名称 代表者(役職及び氏名) 本件責任者(役職及び氏名) 担当者(役職及び氏名) 電話番号 Mail

契約担当役独立行政法人統計センター理事長の発注する「統計データ利活用センターに係る入退室管理システム等の構築及び保守業務」を落札した場合、他業者へ一部の業務を委託したいので、下記のとおり申請します。

- 1. 契 約 案 件 名 統計データ利活用センターに係る入退室管理システム等の構築 及び保守業務
- 2. 委 託 先 名 住所:

名称(会社名):

代表者(役職及び氏名):

- 3. 委託内容(委託範囲)
- 4. 委 託 金 額 入札書の内訳書に記載(入札金額の○%程度)
- 5. 委託理由(合理的理由)
- 6. 業務の実施体制及び 管理体制
- 7. そ の 他

- 1. 提出年月日は、必ず記入のこと。
- 2. 用紙の大きさは、A列4(縦)とする。
- 3. 押印は不要であるが、応札事業者の方針として押印を必要とする場合は、この限りではない
- 4. 再委託先を複数予定している場合 (再々委託先を含む)、1~7の内容を記載した一覧表 を別添として添付することも可能とする。

(別紙様式第5号 契約書(案))

請負契約書

契約件名:統計データ利活用センターに係る入退室管理システム等の構築及び保守業務 契約金額: 円(うち消費税額及び地方消費税額 円)

上記契約を履行するにつき、契約担当役独立行政法人統計センター理事長笹島誉行を 甲とし、〈落札者〉を乙として次の条項により契約を締結する。

第1章 総 則

(契約の目的)

第1条 乙は、この契約書のほか、この契約書に附属する仕様書、仕様書に添付された 文書等及び入札に際し乙が提出した履行証明書並びにそのほかの書類で明記したす べての内容(以下「仕様書等」という。)に定める契約物品を仕様書で定める期間に、 仕様書で指定する場所に設置して甲の使用に供するものとし、甲は、その代金を乙に 支払うものとする。

(代金)

第2条 契約金額をもって、乙に支払われる代金の金額とする。なお、この消費税額及び地方消費税額は、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定に基づき、算出した額である。

(契約期間)

第3条 契約締結日から令和10年5月31日まで

(契約保証金)

第4条 甲は、この契約に係る乙が納付すべき契約保証金を免除するものとする。

(債権譲渡の禁止)

- 第5条 乙は、この契約によって生ずる権利の全部又は一部を甲の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に規定する特定目的会社(以下「特定目的会社」という。)又は信託業法(平成16年法律第154号)第2条第2項に規定する信託会社(以下「信託会社」という。)に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。
- 2 乙がこの契約により行うこととされた全ての給付を完了する前に、乙が前項ただし書きに基づいて、特定目的会社又は信託会社(以下「丙」という。)に債権の譲渡を行い、乙が甲に対し、民法(明治 29 年法律第 89 号)第 467 条に規定する通知を行い、若しくは乙若しくは丙が動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関

する法律(平成 10 年法律第 104 号。以下「債権譲渡特例法」という。)第4条第2項に規定する通知を行い又は、乙若しくは丙が民法第 467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合にあっては、甲は次の各号に掲げる事項を主張する権利を留保するものとする。

- (1) 甲は、乙に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
- (2) 丙は、譲渡対象債権を第一項ただし書きに掲げる者以外の者に譲渡し又はこれに質権を設定しその他債権の帰属及び行使を害すべきことはできないこと。
- (3) 甲は、債権譲渡後も、乙との協議のみにより、納地の変更、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、丙は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合には、もっぱら乙と丙の間において解決されなければならないこと。

(再委託)

第6条 乙は、本契約の全部又は大部分を第三者(以下「再委託者」という。)に委託することはできないものとする。ただし、本契約の適正な履行を確保するために必要な範囲において、本契約の一部を再委託する場合は、乙は、あらかじめ再委託者の住所、氏名、再委託する業務の範囲、その必要性及び契約金額について記載した書面を甲又は、甲の指定する者に提出し、甲の承認を受けなければならない。

なお、乙は、甲から承認を受けた内容を変更しようとするとき、あるいは、再委託者が更に再委託する場合についても同様に甲の承認を受けなければならない。

- 2 乙は、甲の求める同水準の情報セキュリティ等を確保するための対策を再委託の相手方に行わせなければならない。なお、再委託の相手方に行わせた情報セキュリティ等の対策及び結果を甲に報告しなければならない。
- 3 乙は、本契約の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う再委託者の行為について、甲に対してすべての責任を負うものとする。
- 4 乙は、本契約の一部を再委託するときは、乙がこの契約を遵守するために必要な事 項について本契約書を準用して、再委託者と約定しなければならない。

(代理人の届出)

第7条 乙は、本契約に基づく業務に関する事務の全部又は一部を行わせるため、代理 人を選任する場合は、あらかじめ、書面により甲に届け出るものとする。

(什様書等の疑義)

- 第8条 乙は、仕様書等に疑義がある場合は、速やかに甲の説明を求めるものとする。
- 2 乙は、前項の説明に従ったことを理由として、この契約に定める義務の履行の責め を免れない。ただし、乙がその説明の不適当なことを知って、速やかに異議を申し 立てたにもかかわらず、甲が当該説明によることを求めたときは、この限りでない。

第2章 契約の履行

(監督)

- 第9条 甲は、この契約の適正な履行を確保するため、必要がある場合は、監督職員を 定め、乙の作業場所等に派遣して業務内容及び甲が提供した資料等の保護・管理が、 適正に行われているか等について、甲の定めるところにより監督をさせ、乙に対し必 要な指示をすることができる。
- 2 甲は、監督職員を定めたとき、その職員の氏名及び権限並びに事務の範囲を乙に通知するものとする。
- 3 乙は、監督職員の職務の遂行につき、相当の範囲内で協力するものとする。
- 4 監督職員は、職務の遂行に当たり、乙が行う業務を不当に妨げないものとする。
- 5 監督を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。

(履行完了の届出)

第10条 乙は、履行を完了したときは、遅滞なく書面をもって甲に届けるものとする。 この場合、成果物として仕様書等において提出が義務づけられているものは、これを 添えて届け出るものとする。

(検査)

- 第11条 甲又は甲が検査を行う者として定めた職員(以下「検査職員」という。)は、前条の規定により届け出を受理した日から起算して10日以内に、乙の立会を求めて、甲の定めるところにより検査を行い、合格又は不合格の判定をするものとする。ただし、乙が立ち会わない場合は、乙の欠席のまま検査をすることができる。
- 2 甲は、必要があると認めるときは、乙が履行を完了する前に、乙の作業場所又は甲 の指定する場所で検査を行うことができる。
- 3 甲は、前2項の規定により合格又は不合格の判定をした場合は、速やかに乙に対し、 その結果を通知するものとする。なお、前条の規定による届け出を受理した日から起 算して14日以内に通知をしないときは、合格したものとみなす。
- 4 乙は、検査職員の職務の遂行につき、相当の範囲内で協力するものとする。
- 5 乙は、検査に先立ち検査職員の指示するところにより、社内検査を実施した場合は、 社内検査成績書を甲に提出するものとする。
- 6 検査を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。
- 7 甲は、前各項に定める検査に関する事務を第三者に委託することができる。この場 合、甲は、適宜の方法により乙にその旨通知するものとする。

(所有権の移転)

- 第12条 この契約に基づく成果物の所有権は、前条に規定する甲の検査に合格し、甲 が受領したときに乙から甲に移転するものとする。
- 2 前項の規定により成果物の所有権が甲に移転したときに、甲は乙の責めに帰すべからざる事由による成果物の滅失、毀損等の責任を負担するものとする。

(代金の請求及び支払)

- 第13条 乙は、契約の履行を完了した場合において、甲の行う検査に合格したときは、 支払請求書により代金を甲に請求するものとする。
- 2 甲は、前項に定める適法な支払請求書を受理したときは、受理した日から起算して 30日(以下「約定期間」という。)以内に代金を支払うものとする。
- 3 乙は、履行完了部分に相応する代金相当額の金額について、別紙1支払内訳表のと おり、部分払を請求することができる。

(支払遅延利息)

- 第14条 甲は、約定期間内に代金を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未支払金額に対し、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示に基づき、算出した遅延利息を乙に支払うものとする。ただし、約定期間内に支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。
- 2 前項の規定により計算した遅延利息の額が 100 円未満である場合は、遅延利息を支払うことを要しないものとする。
- 3 甲が第 11 条第 1 項に定める期間内に合否の判定をしない場合は、その期間を経過した日から合否の判定をした日までの日数は、約定期間の日数から差し引くものとし、また、当該遅延期間が約定期間の日数を超える場合は、約定期間は満了したものとみなし、甲は、その超える日数に応じ、前 2 項の計算の例に準じ、第 1 項に定める利率をもって計算した金額を乙に対して支払うものとする。

(納入期限の猶予)

- 第15条 乙は、納入期限までに義務を履行できない相当の理由があるときは、あらかじめ、 その理由及び納入予定日を甲に申し出て、納入期限の猶予を書面により申請することが できる。この場合において、甲は、納入期限を猶予しても、契約の目的の達成に支障 がないと認めるときは、これを承認することができる。この場合、甲は原則として甲 が承認した納入予定日まではこの契約を解除しないものとする。
- 2 乙が納入期限までに義務を履行しなかった場合、乙は、前項に定める納入期限の猶予の承認の有無にかかわらず、納入期限の翌日から起算して、契約の履行が完了した日(納入期限遅延後契約を解除したときは、解除の日。)までの日数に応じて、当該契約金額に国の債権の管理等に関する法律施行令第29条第1項本文に規定する財務大臣が決定する率を乗じた金額を甲の指定する期間内に納付しなければならない。ただし、その金額が100円未満であるときは、この限りでない。
- 3 前項の規定による遅滞金のほかに、第 21 条第 1 項の規定による違約金が生じたときは、乙は甲に対し当該違約金を併せて支払うものとする。
- 4 甲は、乙が納入期限までに義務を履行しなかったことにより生じた直接及び間接の 損害(甲の支出した費用のほか、甲の人件費相当額を含む。以下同じ。)について、 乙に対してその賠償を請求することができる。ただし、第21条第1項の規定による 違約金が生じたときは、同条第3項の規定を適用するものとする。

第3章 契約の効力等

(履行不能等の通知)

第16条 乙は、理由の如何を問わず、納入期限までに契約の履行を完了する見込みがなくなった場合、又は契約の履行を完了することができなくなった場合は、直ちに甲にこの旨を書面により通知するものとする。

(契約不適合による履行の追完、代金の減額及び契約の解除)

- 第17条 成果物が契約の内容に適合しない場合は、甲は、自らの選択により、乙に対し、成果物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは履行の追完の請求をすることができない。
- 2 成果物が契約の内容に適合しない場合(甲の責めに帰すべき事由によるものである ときを除く。)、甲は、相当な期間を定め、履行の追完を催告できる。
- 3 甲が、相当の期間を定めて履行の追完を催告し、その期間内に履行の追完がないと きは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。
- 4 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、甲は同項の催告をすることなく、 直ちに代金の減額を請求することができる。
- (1)履行の追完が不能であるとき。
- (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 乙が履行の追完をしないで仕様書等に定める時期を経過したとき。
- (4)前3号に掲げる場合のほか、甲が第2項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
- 5 甲が、履行の追完を請求した場合で、履行の追完期間中成果物を使用できなかった ときは、甲は、当該履行の追完期間に応じて第15条第2項の規定に準じて計算した 金額を乙に対し請求することができる。
- 6 甲が、第2項に規定する催告をし、その期間内に履行の追完がないとき、甲は、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行が軽微であるときは、この限りでない。
- 7 甲が前項に基づき解除した場合、乙は、甲に対し、第21条第1項の規定による違約金を支払うものとする。ただし、甲は返還すべき成果物が既にその用に供せられていたとしても、これにより受けた利益を返還しないものとする。
- 8 甲は、成果物が契約の内容に適合しないことより生じた直接及び間接の損害について、乙に対してその賠償を請求することができる。ただし、第21条第1項の規定による違約金が生じたときは、同条第3項の規定を適用するものとする。
- 9 第1項の規定により甲が履行の追完の請求をした場合、乙は、甲に不相当な負担を 課するものでないときは、あらかじめ甲の承認を得ることで甲が請求した方法と異な る方法による履行の追完をすることができる。
- 10 甲が成果物が契約の内容に適合しないことを知ったときは、その不適合を知った 日から1年以内に乙に対して通知しないときは、甲はその不適合を理由として、履行 の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができ ない。

ただし、乙が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかっ

たときは、この限りでない。

- 11 第1項の規定に基づく履行の追完については、性質の許す限り、この契約の各条項を準用する。
- 12 第1項の規定に基づき履行の追完がされ、再度引き渡された成果物に、なお本条の規定を準用する。
- 13 履行の追完に必要な一切の費用は、乙の負担とする。

第4章 契約の変更等

(契約の変更)

- 第18条 甲は、契約の履行が完了するまでの間において、必要がある場合は、履行期限、仕様書等の内容その他乙の義務に関し、この契約に定めるところを変更するため、 乙と協議することができる。
- 2 前項の規定により協議が行われる場合は、乙は、見積書等甲が必要とする書類を作成し、速やかに甲に提出するものとする。
- 3 乙は、この契約により甲のなすべき行為が遅延した場合において、必要があると きは、履行期限等を変更するため、甲と協議することができる。

(事情の変更)

- 第19条 甲及び乙は、この契約の締結後、天災地変、法令の制定又は改廃、その他の 著しい事情の変更により、この契約に定めるところが不当となったと認められる場合 は、この契約に定めるところを変更するため、協議することができる。
- 2 前条第2項の規定は、前項の規定により契約金額の変更に関して、協議を行う場合 に準用する。

(甲の解除権)

- 第20条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約の全部又は一部を解除 することができる。
- (1) 乙が納入期限(第15条第1項により猶予を承認した場合は、その日。)までに、 履行を完了しなかったとき又は完了できないことが客観的に明らかなとき。
- (2) 第11条第1項の規定による検査に合格しなかったとき。
- (3) 第17条第6項に該当するとき。
- (4)前3号に定めるもののほか、乙がこの契約のいずれかの条項に違反したとき。
- (5) この契約の履行に関し、乙又はその代理人、使用人に不正又は不誠実な行為があったとき。
- (6) 乙が、破産の宣告を受け又は乙に破産の申立て、民事再生法の申立て、会社更生 手続開始の申立てがあるなど、経営状態が著しく不健全と認められるとき。
- (7) 乙が、制限行為能力者となり又は居所不明になったとき。
- 2 甲は、前項に定める場合のほか、甲の都合により必要がある場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合において、甲は、乙と協議の上、乙に対して契約の解除前に発生した乙の損害を賠償するものとする。

(違約金)

- 第21条 乙は、前条第1項の規定により、この契約の全部又は一部を甲により解除された場合は、違約金として解約部分に対する価格の100分の20に相当する金額を甲に対して支払うものとする。ただし、その金額が100円未満であるときは、この限りではない。
- 2 前項の規定による違約金のほかに、第15条第2項の規定による遅滞金が生じているときは、乙は甲に対し当該遅滞金を併せて支払うものとする。
- 3 第1項の規定は、甲に生じた直接及び間接の損害の額が、違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき、賠償を請求することを妨げないものとする。

(乙の解除権)

- 第22条 乙は、甲がその責めに帰すべき理由により、契約上の義務に違反した場合に おいては、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、 この契約の全部又は一部を解除することができる。
- 2 前項の規定は、乙が乙に生じた実際の損害につき、賠償を請求することを妨げない。
- 3 前項の規定による損害賠償の請求は、解除の日から30日以内に書面により行うものとする。

(著作権の譲渡等)

- 第23条 乙は、成果物に関し、著作権法(昭和45年法律第48号)に規定するすべての権利(著作権法第27条及び第28条の権利を含む。)を、甲に無償で譲渡するものとする。なお、成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合、当該著作物に係る部分を除くものとする。
- 2 甲は、著作権法第 20 条(同一性保持権) 第 2 項第 3 号又は第 4 号に該当しない場合においても、その使用のために、仕様書等で指定する成果物を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。
- 3 乙は、本業務で生じた成果物について、甲及び甲が指定する第三者に対して著作者 人格権を行使することができない。
- 4 前3項の規定は本業務で生じた中間成果物についても、準用するものとする。

(知的財産権等)

- 第24条 乙は、成果物の利用が、第三者の著作権、特許権その他の知的財産権、営業 秘密、肖像権、パブリシティー権、プライバシー権、その他の権利又は利益(以下本 条において「知的財産権等」という。)を侵害していないことを保証する。
- 2 甲又は甲から成果物の利用を許諾された者が、成果物の利用に関連して第三者の知的財産権等を侵害した旨の申立てを受けた場合、又は第三者の知的財産権等を侵害するおそれがあると甲が判断した場合、乙は、自己の費用と責任においてこれを解決するものとする。
- 3 前項の場合において、乙は、甲の指示に従い、乙の費用負担において、知的財産権 等の侵害のない他の成果物と交換し、成果物を変更し、又は当該第三者から成果物の 継続使用・利用のための権利の取得を行わなければならない。本項の定めは、甲の乙 に対する損害賠償を妨げない。

4 第2項の場合において、当該第三者からの申立てによって甲又は甲から成果物の利用を許諾された者が支払うべきとされた損害賠償額、その他当該第三者からの請求、訴訟等によって甲に生じた一切の損害、及び申立ての対応に要した弁護士等の第三者に支払った費用その他の解決に要した費用は、乙が負担するものとする。

(支払代金の相殺)

第25条 この契約により乙が甲に支払うべき金額があるときは、甲はこの金額と乙に 支払う代金を相殺することができる。

第5章 暴力団排除特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

- 第26条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
- (1)法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2)役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3)役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与する など直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している とき
- (4)役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するな どしているとき
- (5)役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

- 第27条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
 - (1)暴力的な要求行為
 - (2)法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為

(下請負契約等に関する契約解除)

- 第28条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ち に当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるように しなければならない。
- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請

負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

- 第29条 甲は、第26条、第27条及び第28条の規定により本契約を解除した場合は、 これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。
- 2 乙は、甲が第26条、第27条及び第28条の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第30条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

第6章 談合等特約条項

(談合等の不正行為に係る違約金)

- 第31条 乙は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
 - (1) この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は乙 が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したこと により、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第 8条の3において準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行い、 当該納付命令が確定したとき。
 - (2)納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令 (これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体(以下「乙等」という。) に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して 行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該 命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、こ の契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行と しての事業活動があったとされたとき。
 - (3)納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

- (4) この契約に関し、乙(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明 治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1 項第1号に規定する刑が確定したとき。
- (5) 乙が前項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を 経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算し た額の遅延利息を甲に支払わなければならない。
- 2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、 前項の契約代金(契約締結後に契約代金に変更があった場合には、変更後の金額)の 100分の10に相当する額のほか、契約代金の100分の10に相当する額を違約金として 甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1)公正取引委員会が、乙若しくは乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項 及び第7項の規定による納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき又は同法第 66条第4項の規定による当該納付命令の全部を取り消す審決が確定したとき。
- (2) 当該刑の確定において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3)乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 乙は、契約の履行を理由として前各項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害金の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

第7章 秘密の保全

(秘密の保全)

- 第32条 甲及び乙は、この契約の履行に際して、知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。
- 2 乙は、本業務に従事するすべての者に対し、秘密の保持について厳重に管理・監督 しなければならない。

第8章 雑則

(調査)

- 第33条 甲は、この契約に基づいて生じた損害賠償、違約金その他金銭債権の保全又はその額の算定等の適正を図るため必要がある場合は、乙に対し、その業務若しくは資産の状況に関して質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、参考となるべき報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に乙の営業所、工場その他の関係場所に立ち入り、調査させることができる。
- 2 乙は、前項に規定する調査に協力するものとする。

(紛争の解決)

第34条 甲及び乙は、この契約の履行に関し、紛争又は疑義が生じた場合は、その都 度協議して円満に解決するものとする。 (裁判所管轄)

第35条 この契約に関する訴えは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

この契約を証するため、この証書2通を作成し、双方記名押印の上各1通を保管する。

令和5年 月 日

甲 東京都新宿区若松町19-1 契約担当役 独立行政法人統計センター 理 事 長 笹島 誉行

乙 <落札者>

構築支払内訳書

(単位:円)

年月	料金	消費税及び 地方消費税	合計支払額 (税込)
令和5年5月31日			
小 計 ①			

保守支払内訳表

(単位:円)

年月	年度別 支払額	消費税及び 地方消費税	合計支払額 (税込)
令和5月6月1日~令和6 年3月31日			
令和6月4月1日~令和7 年3月31日			
令和7月4月1日~令和8 年3月31日			
令和8月4月1日~令和9 年3月31日			
令和9月4月1日~令和 10年3月31日			
令和10月4月1日~令和 10年5月31日			
小 計 ②			

合	計(①+②)			
---	--------	--	--	--

(別紙様式第6号 下見積書)

令和 年 月 日

下見積書 (内訳)

独立行政法人 統計センター 御中

金

住所

会社名

代表者(役職及び氏名)

本件責任者(役職及び氏名)

担当者(役職及び氏名)

電話番号

Mail

件名		コークフ	7 7 18	克答理	2.7	ニノ竿の様	± <i>4</i> 47 T	. パロウ ツ タ		
件 名 	統計データ利活用センタ	一に徐る) 人返:	至官理	ンス	ナム寺の伸	「栄力	又の休寸耒務 		
勺訳)										
構築費										
(1)機器費等										
	・ 整管理システム用PC		1	台	×		円	=		円
	・空管理システムソフトウェア		1	式	×		円	=		円
③ 非接	き触型ICカード		50	枚	×		円	=		円
④ カー	- ド登録器		1	台	×		円	=		円
⑤ ネッ	,トワークカメラ(監視カメラ)		2	台	×		円	=		円
(h)	トワークカメラ録画記録装置 ットワークビデオレコーダー(NVR))		1	台	×		円	=		円
⑦ 液晶	計モニター		2	台	×		円	=		円
⑧ スイ	、 ッチングハブ		1	台	×		円	=		円
9 無信	軍電源装置		1	台	×		円	=		円
10 その)他		1	式	×		円	=		円
(2)構築等										
① 配級	記工事			人日	×		円	=		円
② 機器				人日			円	=		円
③ 部材	対関係一式(ケーブル等)		1	式	×		円	=		円
保守費										
(1)保守費				円	×	60	月	=		円
(2)点検費				円	×	5	年	=		円
 小計						=			0	円
消費税及び地	 b方消費税 (10%)				=			0	円
合計						=			Λ	円

- 1. 提出年月日は必ず記入のこと
- 2. 1(1)⑩その他を記載する場合は、別に内訳を添付すること。
- 3. 用紙の大きさは、A 4 (縦) とする。
- 4. 押印は不要であるが、応札事業者の方針として押印を必要とする場合は、この限りではない。

別添1

【電子メールによる入札手続について】

1 電子メールで入札に参加を希望する者の入札書等の提出方法

入札説明書7「履行証明書等の作成等」及び8「入札方法等」に記載の書類の提出について、持参、郵送の他、電子メールによる PDF ファイルでの送付も可とします。

つきましては、電子メールによる PDF ファイルで入札関係書類を提出する場合は、以下のとおり提出をお願いします。

なお、<u>電子メールで入札に参加する場合は、履行証明書提出期限の1日前まで</u>にその旨を 連絡するとともに、各書類の提出(送付)にあたっては、<u>メール送付後に受信(書類</u> 到着)の確認を電話にて必ず行ってください。

(1)履行証明書等

- ア 入札説明書に記載された証明書類について、電子データ化(PDF)し、ZIP形式でパスワード付きで圧縮し(容量は、1メールあたり最大2GB程度)、添付ファイルとして、3「入札書等の送付先」に指定するあて先に、<u>履行証明書提出期限までに送付</u>ください。
- イ 電子データ(PDF)は、「Adobe Acrobat(Reader 及び Standard)」により内容が 確認できるものとしてください。
- ウ 添付ファイルの解凍パスワード相違等により、解凍できない場合は、連絡させて頂きますので、入札説明書に記載の提出期限までに再送をお願いすることがあります。

同期限までに再送が間に合わない場合は、入札参加を認めないものとします。 上記を踏まえ、メールで提出する場合は早めの送付をお願いします。

(2)入札書

ア 入札書について、電子データ化(PDF化、ZIP形式、パスワード付き圧縮)し、添付ファイルとして、3「入札書等の送付先」に指定するあて先に、入札書提出期限までに送付ください。

入札書のパスワードについては、<u>開札時間の1時間前必着</u>で送付ください。

- イ 電子データ(PDF)は、「Adobe Acrobat Reader (Reader 及び Standard)」により内容が確認できるものとしてください。
- ウ 入札書の電子メール送付にあたっては、送付する電子メールの「件名」に

「【4月3日開札】「統計データ利活用センターに係る入退室管理システム等の構築及び保守業務」(1回目)」

と記載し、初度入札で使用する入札書の送付の場合は(1回目)と記載して、期限までに送付してください。

2 開札方法

開札時刻の経過後、送付されたパスワードを使用し、入札書を確認します。パスワードの送付漏れ、解凍パスワード相違等により<u>提出された入札書の内容確認ができない場</u>合、入札を辞退したものといたします。

開札時刻が経過するまで、パスワードを使用しませんので、パスワード誤り等に十分にご注意ください。

また、統計センターの予定価格内での応札がなかった場合は直ちに再度入札を行います。その際、電話にて現時点での最低価格の連絡を行いますので、速やかに2回目の入札書を準備の上、パスワードを設定のうえ、入札書の送付をお願いいたします。なお、パスワードについては、入札書の送付とは別に送付願います。

※開札時は予定価格の範囲内での応札がなかった場合に備え、待機願います。

3 入札書等の送付先

独立行政法人統計センター総務部財務課調達係

E-Mail nstac-nyuusatu atmark nstac.go.jp

※「_atmark_」を「@」に置き換えて送信してください。

4 その他

添付ファイルの容量超過等により、送付メールが不着や遅延となる場合などが 想定されます。いかなる場合においても期限までの送付が間に合わない場合は、 入札の参加は認められません。

別添2

統計データ利活用センターに係る 入退室管理システム等の構築及び保守業務

仕様書

1. 件名

統計データ利活用センターに係る入退室管理システム等の構築及び保守業務

2. 目的

独立行政法人統計センター(以下「統計センター」という。)では、「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成 26 年 3 月 25 日閣議決定)に基づき、総務省が進めている「リモートアクセスを活用したオンサイトにおける調査票情報の利用」において、平成 30 年 4 月に開設した統計データ利活用センター内に、オンサイト施設及び運用管理室を設置している。このため、統計データ利活用センターの情報セキュリティ対策として、入退室管理システムを用いた I Cカードによる入退室の管理、また監視カメラによるオンサイト施設内の作業の記録・保存を行うこととしている。

本件は、平成30年度に調達した統計データ利活用センターの運用管理室及びオンサイト施設における入退室管理システム、監視カメラ機器等について、導入・保守等の業務が令和4年度末に契約終了することから、新たに調達を行うものである。

3. 主管課

独立行政法人統計センター 統計技術・提供部統計情報提供課統計データ利活用推進室

4. 業務概要

- (1) 調達対象範囲及び納入条件
 - ア. 本調達の範囲は、本仕様書に定める調達機器等、ソフトウェアのインストール、搬入、設置、調整、稼動テスト及び必要に応じた各申請手続き等の引き渡しまでに要する一切の費用を含むものとする。
 - イ. 調達機器等は、本仕様書に明示する機能、性能及びその他の条件等を充足するもの であること。
 - ウ. 調達機器等は、納入に際しての必要な作業等を行った後、総合的な稼動テストを行い、正常に稼動することを確認すること。
 - エ.本仕様書に明示されていない物品及び役務であっても、本調達に必要なものがある場合には、これを調達対象範囲とする。

(2) 履行期間

①構築等業務

契約締結後から令和5年5月31日まで

②保守業務

令和5年6月1日から令和10年5月31日まで

(3) 納入場所

統計データ利活用センター

(和歌山県和歌山市東蔵前丁 3-17 南海和歌山市駅ビル) 5 F

5. 作業管理要件·機器要件

記載の要件に基づき以下に掲げる業務を行うこと。

(1) 作業計画の作成

請負者は、契約締結後速やかに作業現場の現状確認をし、作業計画を作成し主管課の承認を受けること。作業計画に変更の必要が生じた場合、速やかに主管課に報告すること。

(2) 調達機器の基本条件

- ア. 調達機器は中古品であってはならない。同一種類の機器に関しては、特別な記載がない限り、機種及び型番をすべて統一すること。
- イ. 調達機器は、特別な記載がない限り、十分に高い信頼性を有する標準的な既製品であって最新のものであること。作業スケジュール提出時において製品化されている機器であること。
 - (注)「標準的な既製品」とはメーカーが一般市場において販売するために、主要な系列の 一環として製造する物品をいう。
- ウ. 調達機器は、原則、請負者において5年以上保守できるものを導入すること。
- エ. 調達機器は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(グリーン購入法) に可能な限り適合したものとすること。
- オ. ソフトウェアのバージョンは、原則として最新版を提供すること。保守期間中の OS やソフトウェアのアップデート頻度や時期については、主管課と協議の上、決定するものとする。

(3) 入退室管理システム等機器の構築

ア. 別紙1のとおり以下の4箇所(それぞれ入室側、退室側)に対して、ドアの構造を 考慮した上、適切な位置に非接触型ICカード装置を設置すること。

【設置箇所】

- ・ミーティングスペース側入退室口(スライド式自動ドア)
- ・運用管理室 (開きドア)
- ・オンサイト施設(スライド式自動ドア)
- ・職員執務室側入退室口(開きドア)
- イ. カードリーダ用電源装置を設置すること。

【リーダ用電源装置】

・上記アの物品が正常稼動できる電力を確保可能な機器を選定すること。

- ・ただし、入退室管理システム制御部にリーダを含めたシステム全体の電源供給 が可能で、かつ一定時間のバックアップ電源を有している場合、リーダ用電源 装置は不要でも良い。
- ウ. 上記アで示した各ドアに設置されている電子錠を制御し、入退室を管理するシステム を構築すること。

【電子錠による入退室制御】

- ・(3) アに設置した電子錠に接続させた入退出制御を行うこと。
- ・運用管理室及び職員執務室側入退出口には非常時に上記(3)アの4箇所のドア全てを解錠する機能(パニックオープン機能)を別紙1のとおりドアの構造を考慮した上、適切な位置に設置すること。
- ・ドアが閉まった場合、自動的に施錠されること。
- エ. 入退室管理システム等機器を指定した場所(運用管理室)に設置すること。

【入退室管理システム用ノートPC】

・別紙2の基本仕様を満たし、入退室管理システムソフトウェア等が、動作可能 な機器を導入すること。また機器導入に当たり必要となるケーブル類を用意し、 接続すること。

【入退室管理システムソフトウェア】

- ・GUI 等の簡易な操作でユーザ管理が行えること。(氏名、所属などの登録・削除、I Cカードの発行等)加えて、ユーザ別に入退室できる箇所の制御・管理を行えるようにすること。
- ・50人以上のユーザ登録等の管理が可能なこと。
- ・入退室の履歴が最低一年以上記録可能で、入退室記録やユーザー覧が CSVファイルへの出力が容易なこと。
- ・アンチパスバック機能を有し、アンチパスバックを検知した場合開錠を行えな い構築が可能なこと。
- ・NTPサーバを用意し、システムの時刻補正が自動的に行えること。
- ・他の機器に、同一機能を有している場合はソフトウェアの有無は指定しないものとするが、主管課で判断可能な構成図等を別途提示すること。

【非接触型ICカード】

- ・非接触型ICカードを50枚導入すること。
- ・なお、非接触型ICカードのサポートタイプはFeliCa®とする。

【カード登録器】

- ・通信規格の FeliCa®に対応していること。
- ・非接触型 I Cカードに対応した通信規格とすること。
- ・上記の入退室管理システム等管理用機器に接続し、登録等の管理が可能な状態 にすること。

- オ. 上記工に記載した入退室管理システム機器等において、常時、通電が必要となる機器がある場合には、無停電電源装置を設置するとともに、当機器を統計センターが指定した場所に設置すること。その際、機器の設置に当たっては、十分な耐震措置を講じること。
- (4) ネットワークカメラ(監視カメラ)等の構築
 - ア. 別紙3のとおり、中央データ管理施設(統計センター)と連携したシステムを構築すること。統計センターでは、中央データ管理施設と全国のオンサイト拠点を VLAN (SINET)で結ぶオンサイト利用システムを有している。統計データ利活用センターは全国のオンサイト拠点のひとつであると同時に、運用管理の役割も担い、全施設のカメラ映像の監視を行っている。本構築や保守は、オンサイト拠点としての設備を対象とする。
 - イ. 別紙1のとおり配置したオンサイト施設内の全ブース (ブース①~③) において、 利用者の行動 (机上の作業内容) が死角なく、録画できるようにネットワークカメ ラを設置すること。

【ネットワークカメラ】、【ネットワークカメラ録画記録装置】、

【液晶モニター】、【スイッチングハブ】

- ・別紙2の仕様要件を満たす機器であること。また機器導入に当たり必要となるケーブル類を用意し、接続すること。
- ・ネットワークカメラ、ネットワークカメラ録画記録装置及びモニターとの接続確認及びその稼動が担保されている機器(又は推奨機器)であること。
- ・ネットワークカメラ及びネットワークカメラ録画記録装置に対して、NTP サーバを用意し、システムの時刻補正が自動的に行えること。
- ・ネットワークカメラ録画記録装置は、外部メディアに録画映像ファイルをコピーできる機種であること。
- ・Web ブラウザ (Edge、Chrome) で映像を表示可能な機器であること。

【無停電電源装置】

- 自動シャットダウン機能を有していること。
- ・入退室管理システム等管理用機器、ネットワークカメラ録画記録装置を接続し、 バックアップ時間として3分以上が可能なこと。
- ・19 インチサーバラックに格納可能なよう、マウントキットを用意し、オンサイト施設内のラックに格納すること。
- ウ. 上記ア及びイの機器は指定した場所(オンサイト室19インチサーバラック)に設

置すること。機器の格納に当たっては、十分な耐震措置を講じること。既存の通信機器 (ONU等) に影響を与えないように設置すること。なお、サーバラックやファンに交換の必要が生じた場合は同等品と交換することも可とする。

(5) その他の調達機器要件

(3)~(4)に記載した製品と同等以上の仕様であれば、これによらない提案も可とする。ただし、この場合においては、性能が同等以上である根拠を明確にし、事前に主管課の了承を得ること。また、ケーブルについては既存設備で流用することも可とするが、その場合はそれらも保守対象とし、事前に主管課の了承を得ること。

(6) 既存入退室管理システムの一部機器の取り外し作業

以下について取り外し作業を実施すること。

- ア. 既存入退室管理システムの機器 (IC カードリーダ、ネットワークカメラ、ケーブル等)を取り外しすること。請負者は取り外し対象機器についての資料閲覧を行うことができる。
- イ. 取り外した既存入退室管理システムの機器は、主管課職員が指示した場所(運用管理室等)に移動させること。
- ウ. 取り外した後に補修が必要な場合は、適宜対応すること。
- エ. 既存入退室管理システムは、上記ア. 取り外し対象以外に接続されている機器があるため、既存機器の取り外しに当たっては、それらの機器に影響がないように取り外し作業を実施すること。

(7) 完成図面の承認

上記作業完了後、完成図面を提出し、主管課職員の承認を得ること。

(8) 入退室管理システム等の操作研修

担当職員に対し、ユーザ登録・削除方法、監視カメラ録画システムなどの操作方法の 研修を実施すること。また、当該研修のためのマニュアルを用意すること。

(9) 入退室管理システム等保守業務

入退室管理システム等に対し、保守契約期間の間、安定した動作の維持及び障害発生 時の迅速な復旧等を行うことを目的とし、下記項目の保守等業務を行うこと。

ア. 対応時間

9:00~17:00 ただし、土曜日及び日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年 法律第178号)に定める日、12月29日から翌年1月3日までの日を除く。

イ.業務内容

① 主管課から障害連絡を行った場合、翌営業日までに保守要員を派遣し、障害の判

別・回復において迅速な対応を図ること。

- ② 機器の障害時には、原則、請負者が導入した機器、部品等(ソフトウェア、電源 装置用バッテリー及び無停電電源装置のバッテリーを含む)の調達・交換・修理 を請負者の負担により、迅速に行うこと。ただし、付属機器で、メーカー保証の 範囲外となるものについては、別途、主管課と協議した上、対応すること。
- ③ 保守対応完了後、サービス修理報告書を作成すること。
- ④ 対象機器について、主管課が指定する時期に年1回の定期点検及び清掃を行う こと。完了後、定期点検実施報告書を作成すること。

6. 設置・設定要件

- (1) 調達機器の設置及び設定作業は請負業者が実施すること。
- (2) 調達機器は、納入場所である運用管理室またはオンサイト施設に設置するものとする。 詳細は、機器の特性等を考慮しつつ担当職員と相談すること。
- (3) 運用管理室、オンサイト施設及び職員執務室・ミーティングスペース間通路の入退室 管理システム等の構築に係る配線業務は請負業者が実施すること。
- (4) 調達機器の導入、システム構築に当たり必要となるケーブル(電源ケーブル及びネットワークケーブル)は、請負業者が用意し、接続すること。又は、既存の入退室管理システムで使用しているネットワークケーブルが使用できる場合は、流用することも可とする。なお、各ケーブルはタグ付けや色分けを行うこと。
- (5) 設置・設定においては、既存の設備に支障をきたさないよう十分注意すること。
- (6) すべての OS 及びソフトウェアについてユーザ登録の代行を行うこと。
- (7) 調達機器への設定等において、本調達以外の機器の接続及びソフトウェアのインストールを行う必要がある場合には、事前に担当職員への報告・説明を行い、承認を得ること。

7. 一般仕様

- (1) 本業務は本仕様書によるほか、「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修・公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)」に基づき施工するものとする。
- (2) 本作業の施工は、仕様書、レイアウト等に基づき設置する設備が、その機能を完全に 発揮するよう行うものとする。
- (3) 履行に当たっては、統計センター職員の指示に従うこと。
- (4) 本作業の施工にあたり、人員、既存の建物、工作物に損害を与えないよう注意して施工すること。建物、設備類等への損傷、汚損等のおそれのある箇所には、損傷等防止のための養生を施すこと。養生は当該作業範囲だけでなく、材料搬出入経路にも行うこと。

なお、万一損傷や汚損等を与えた場合は、統計センター職員に報告の上、その指示 に従い、請負者の責任において速やかに弁償又は補償を行うこと。

- (5) 作業に伴う危険防止に留意するとともに、後片づけ、清掃を確実に行うこと。
- (6) 本作業の施工に当たり、付帯する材料等は請負者が用意すること。
- (7) 本作業は、法令に基づき、特定建設資材の分別解体等、再資源化等の実施について適 切な措置を講じることとし、発生材、建材等はすべて構外搬出処分し、法令に従い、 適切に処理すること。なお、これら処理に係る費用は、請負者の負担とする。
- (8) 請負者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づき保護される第三 者の権利の対象となっている材料・建築設備の機器、施工方法などを使用する時は、 その使用に関する一切の責任を負わなければならないこととする。
- (9) 設備の変更を行う際は、統計データ利活用センター(南海和歌山市駅ビル)のメンテ ナンス請負事業者と綿密に連絡等を行い、他の設備に支障を来すことがないよう対処 すること。
- (10)請負者は、別紙4のとおり、応札参加前に現地調査及び取り外し対象機器についての 資料閲覧を行わなければならない。
- (11) 本仕様書等に不明な点がある場合には、必ず統計センターと協議の上、指示に従うこ と。

8. 納入成果物

以下に掲げる納入成果物を記録した電磁的記録媒体(正・副)、紙媒体(正・副)を該 当納入期限までに主管課あてに提出すること。

- (1) 構築等にかかる納入成果物
 - 構築作業計画書
 - 構築施工図面
 - 構築完成図面
 - · 構築作業前、作業後写真
 - ・完成図書

※ 納入成果物の詳細については、契約締結後に別途協議することとする。

- (2) 保守等業務にかかる納入成果物
 - · 令和 5 年度保守作業完了報告書
 - · 令和 6 年度保守作業完了報告書
 - · 令和 7 年度保守作業完了報告書
 - 令和8年度保守作業完了報告書
 - · 令和 9 年度保守作業完了報告書
 - · 令和 10 年度保守作業完了報告書 ▶ 納入期限: 令和 10 年 5 月 31 日

▶ 納入期限:各年度3月31日

納入期限:令和5年5月22日

9. 請負者の要件

(1) IS09001、IS014001 の認証を取得若しくは、同等以上の品質マネジメント、環境マネ

7

ジメント対策を実施していること、又は認証を取得している事業者が含まれた業務体制であること。

(2) 建設工事業、電気工事業、内装仕上工事業の建設業許可を有していること、又は建設業許可を有している事業者が含まれた業務体制であること。

10. 監督及び検査

- (1) 統計センターは、本業務の適正な履行を確保するために請負者に対して監督を行うこととする。
- (2) 統計センターは、請負者から提出された納入成果物について検査を行う。検査の結果、不合格と判断された場合は、遅滞なく再実行、修正等の措置を講じ、再検査を受けなければならない。また、不合格となった原因については調査し報告しなければならない。

なお、再検査を受けるために要した費用は、請負者の負担とする。

(3) 監督及び検査を行う統計センター職員は以下のとおりとする。なお、人事異動等が発生した際は、同職の後任職員を担当とする。

【監督職員】 独立行政法人統計センター統計技術・提供部統計情報提供課統計データ利活用推進室データ利活用推進係長 伊藤 直人

【検査職員】 独立行政法人統計センター統計技術・提供部統計情報提供課統計データ利活用推進室課長代理(データ利活用推進担当) 坂井田 敦士

11. 知的財産権等

- (1) 請負者は、納入成果物に対する、著作権法(昭和45年法律第48号)(第27条及び第28条の権利を含む。)に規定する一切の権利を、統計センターに無償で譲渡するものとする。
- (2) 統計センターは、著作権法第20条(同一性保持権)第2項、第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、仕様書等で指定する物件を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。
- (3) 請負者は、本業務で生じた成果物について、統計センター及び統計センターが指定する第三者に対して著作者人格権を行使することができない。
- (4) (1)から(3)の規定は本業務で生じた中間成果物についても、準用するものとする。
- (5) 請負者は、調達物品の利用が、第三者の著作権、特許権その他の知的財産権、営業秘密、肖像権、パブリシティー権、プライバシー権、その他の権利又は利益(以下「知的財産権等」という。) を侵害していないことを保証すること。
 - (ア) 統計センター又は統計センターから成果物の利用を許諾された者が、成果物の利用 に関連して第三者の知的財産権等を侵害した旨の申し立てを受けた場合は、請負者

は、自己の費用と責任においてこれを解決するものとする。成果物の利用が、第三者の知的財産権等を侵害するおそれがあると統計センターが判断した場合も、同様とする。

- (4) (7) の場合において、請負者は、統計センターの指示に従い、請負者の費用負担に おいて、知的財産権等の侵害のない他の調達物品と交換し、調達物品を変更し、又 は当該第三者から調達物品の継続使用・利用のための権利の取得を行わなければな らない。本項の定めは、統計センターの請負者に対する損害賠償を妨げない。
- (ウ) (ア) の場合において、当該第三者からの申し立てによって統計センター又は統計センターから調達物品の利用を許諾された者が支払うべきとされた損害賠償額、その他当該第三者からの請求、訴訟等によって統計センターに生じた一切の損害、及び申し立ての対応に要した弁護士等の第三者に支払った費用その他の解決に要した費用は、請負者が負担するものとする。

12. 再委託

- (1) 本業務にかかる業務の全部、又は大部分を再委託してはならない。業務の一部を他の 事業者に再委託により行わせる場合は、再委託する業務を必要最小限の範囲とし、事前 に書面で統計センター理事長の承認を得ること。
- (2) 請負業者は、再委託した業務に関し、統計センターに対して全ての責任を負うものとする。

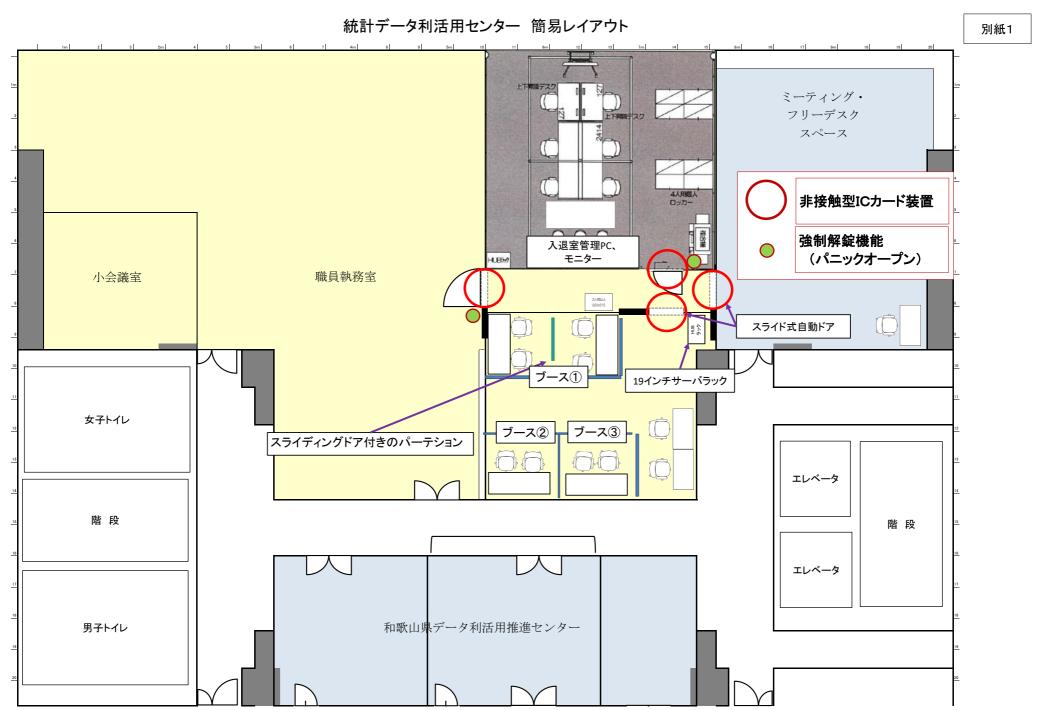
13. 情報セキュリティの確保対策

- (1) 請負者は、統計センター情報セキュリティポリシーに規定されている各種セキュリティ対策(本件に係る対策に限る。)と同等以上の対策を施し業務を遂行すること。
- (2) 請負業者は、本業務に関して統計センターから開示を受けた情報等(公知の事実を除く。)及び業務遂行過程で生じた成果物等に関する情報を本業務の目的以外に使用又は第三者に開示若しくは漏えいしてはならないものとし、そのために必要な措置を講じること。なお、当該情報等を本業務以外の目的に使用又は第三者に開示する必要がある場合は、事前に主管課の承認を得ること。
- (3) 本業務の遂行において情報セキュリティが侵害された場合に備え、事前に連絡体制を策定し、主管課に提示すること。
- (4) 本業務の遂行において情報セキュリティが侵害された場合又はそのおそれがある場合には、以下に従って対処すること。
 - ア 業務中に、情報セキュリティが侵害された場合又はそのおそれがあると判断した場合には、発生した日時、場所、発生した事由、関係する請負業者の業務実施者を明らかにし、速やかに主管課に報告すること。また、当該報告の内容を記載した書面を遅滞なく主管課に提出すること。
 - イ 主管課の指示に基づき、対応措置を実施すること。

- ウ 主管課が指定する期日までに、発生した事態の具体的内容、原因、実施した対応 措置を内容とする報告書を作成の上、主管課に提出すること。
- エ 再発を防止するための措置内容を策定し、主管課の承認を得た後、速やかにその 措置を実施すること。
- (5) 情報セキュリティ対策の履行状況を確認するために、主管課から第三者による監査 を実施する旨連絡があったときは、これを受け入れること。なお、監査の結果、不具 合が発見された場合には、主管課と協議の上、請負業者の責任と負担により必要な対 応を迅速に行うこと。
- (6) 本業務の実施のために請負業者に対して統計センターから情報を提供する場合は、 別途提示する受渡簿により、提供記録を取得するものとする。
- (7) 本業務の終了等により統計センターから提供された情報及び中間成果物等の情報が不要になった場合は、主管課の指示に従ってこれを確実に返却、廃棄、又は抹消すること。情報を廃棄又は抹消した場合は、統計センターに対して、廃棄又は抹消したことを証明する文書を提出すること。
- (8) 統計センターが請負業者に求めるものと同水準の情報セキュリティを確保するため の対策を契約に基づき再委託先に行わせること。また、再委託先に行わせた情報セキュリティ対策及びこれを行わせた結果に関する報告を、請負業者に求める場合があ る。

14. その他

- (1) 本業務の履行に際し、南海和歌山市駅ビルの施設又は物品等を滅失又は毀損した場合は、請負業者の負担と責任において速やかに原状回復等の措置を講ずること。
- (2) 契約期間中、主管課が必要と認めた質問及び資料の提出を求めた場合には、請負業者は適切に応じること。
- (3) この仕様書に明示していない事項及び、疑義が生じた場合は、主管課の指示を仰ぎ、これに従うこと。



オンサイト施設, 運用管理施設 設置機器基本仕様

機器名	基本仕様	数量
1	O0S	
・入退出管理システ	Windows 10 Pro 64bit (日本語版) 以降のOSとすること。	
ム用 P C	Oディスプレイ	
	12.1インチ以上12.5インチ以下とすること。解像度はフル	
	HD(1920×1080以上)又はWUXGA(1920×1200以上)であ	
	ること。	
	OCPU	
	インテル社製 Core i5 と同等以上の性能を有すること。	
	Oメモリ	
	8GB以上とすること。	
	OSSD	
	128GB以上とすること。	
	〇光学ドライブ	
	DVDスーパーマルチドライブを内蔵すること。又はポータ	
	ブルタイプのドライブを添付すること。	
	〇通信機能	
	・1000BASE-Tに対応可能なLANアダプタを内蔵すること。	
	・IEEE 802.11a/b/g/n/acに対応していること。	1
	OUSB端子	
	USBポートを2口以上有しており、USB3.0に対応しているこ	
	と。	
	〇モニター出力端子	
	HDMIポート及びアナログRGBポートを有すること。又はポ	
	ート変換アダプタを添付すること。	
	Oバッテリー	
	内蔵バッテリーによる稼働時間(カタログ値)が8時間以	
	上あること。	
	〇重量	
	モバイルでケーブルレス、アクセサリなしの状態で使用す	
	る際の本体重量は1.3kg以内であること。(バッテリー含	
	む)	
	Oマウス	
	スクロール機能付有線マウスを添付すること。	

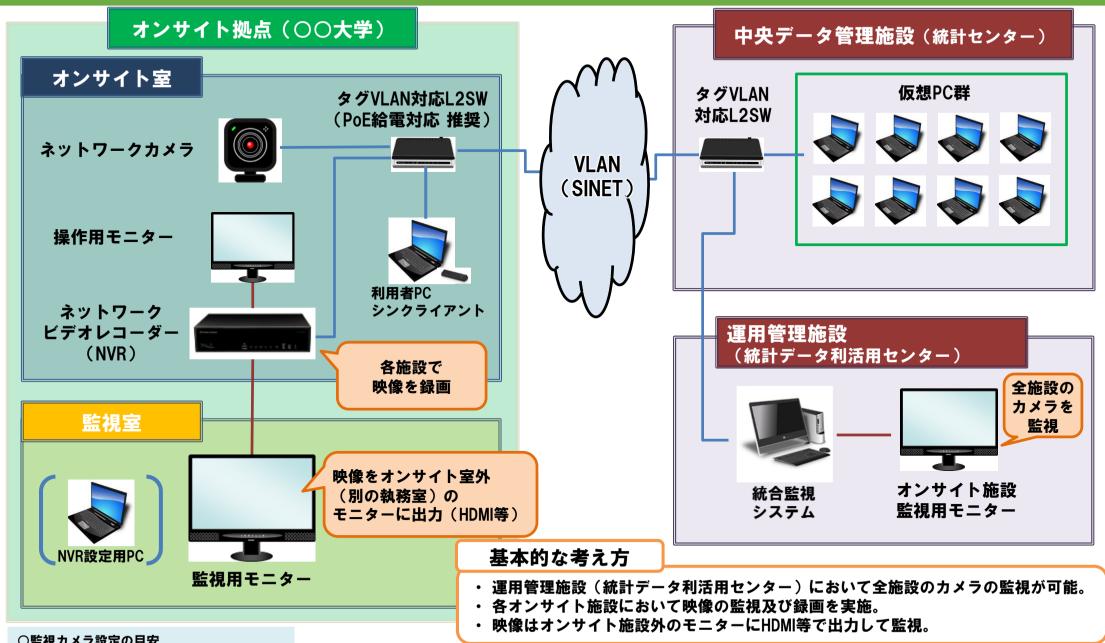
43/55

機器名	基本仕様	TO / OO 数量
1/2 HI II	Oソフトウェア	<u>~=</u>
	・Office Home and BusinessまたはStandard 2021(日本語	
	版)。	
	○その他	
	・セキュリティワイヤーで固定するためのスロットを有す 	
	ること。	
	・セキュリティワイヤーを添付すること。	
	・ACアダプタを有すること。	
	・長さ2m、4個口以上のOAタップを添付すること。	
	・日本語キーボードが内蔵されていること。	
②ネットワークカ	・ネットワークに接続可能	
メラ (監視カメラ)	・天井や壁など触れられない位置に設置可能	
	・PoE電源対応	
	・画面サイズ 640×480、800×600、1280×960 対応	
	 ・動画圧縮フォーマット H. 264、H. 265 及び Motion JPEG 対	
	応	
	 ・配信量制限及びフレームレート設定に対応	2
	・HTTP 画像配信対応	
	 ・同時接続セッション数 2 以上	
	・録画機器で接続確認できている製品(又は推奨製品)	
	・利用者の動作が確認できるよう設置	
	1777 I TO SEED CO TO TEXT	
③ネットワークカ	・ネットワークに接続可能	
メラ録画記録装置	・録画容量4TB以上	
(ネットワークビ	・HDMI映像出力対応(ライブ映像及び録画映像)	
デオレコーダ(N	・LANポート2つ以上有すること	
VR))	・録画データは、他のPC で再生可能な形式で電子媒体に	
	複写できること	
	・録画データを他のPC で再生する際に、ソフトウェア等	
	の追加費用が発生しないこと	1
	・動画圧縮フォーマットH.264、H.265 及びMotion JPEG 対	
	応	
	· HTTP 画像配信対応	
	・NVR操作用モニターを設置(次項④)	
	・施設管理者が監視する監視用モニターを設置	
	・部外者が触れられないよう設置(鍵付ラックなど)	
④液晶モニター	・ディスプレイは21.5インチ程度とすること	2

44/55

機器名	基本仕様	数量
・NVR操作用モ	・解像度はフルHD(1920×1080以上)を有すること	
ニター	・テーブル等に置くためのスタンドを有すること	
・監視用モニター	・「③ネットワークカメラ録画記録装置(ネットワークビデ	
	オレコーダ(NVR))」との接続・稼動が十分に担保され	
	ていること	
	・モニターへの出力はHDMI接続とすること。	
⑤スイッチングハ	・1000Mbpsに対応したポートを8ポート以上有すること。	
ブ	・すべてのポートがPoE対応であること。	
	・タグVLANに対応していること。	1
	・レイヤー2対応であること。	

(参考) オンサイト施設の中央カメラ監視(イメージ)



○監視カメラ設定の目安

- ・解像度 640×480
- **・フレームレート 2フレーム/秒程度**
- ・配信量 256kbps
- ・動画圧縮 H.264

※統計データ利活用センターはオンサイト拠点のひとつであると同時に、運用管理の役 割も担っている。本構築や保守はオンサイト拠点としての設備が対象(利用者PCシンク ライアントおよびNVR設定用PCを除く)。

別紙4

現地調査実施要領

1 現地調査

「統計データ利活用センターに係る入退室管理システム等の構築及び保守業務」の入札に参加する予 定の者は、主管課立会いの下、入札前に現地調査を行うこと。

2 資料閲覧

希望する者は、現地調査の際に図面等の既存資料を閲覧することができるものとする。

3 事前連絡

現地調査を希望する者は、主管課に事前連絡の上実施すること。入札公告期間内開庁日の9時30分から17時00分までの間とする。

閲覧を希望する者は、入札公告期間内(土日・祝祭日を除く10時15分から12時及び13時から17時まで)に、入札説明書15(1)宛に事前に連絡すること。

また、現地調査に当たっては、別紙「現地調査及び入札関係資料閲覧に関する誓約書」に署名し、これを遵守すること。

別紙

現地調査及び入札関係資料閲覧に関する誓約書

独立行政法人 統計センター理事長 殿
(以下「弊社」という。)は、このたび、独立行政法人統計センター(以下「貴法人」という。)の行う「統計データ利活用センターに係る入退室管理システム等の構築及び保守業務」の入札(以下「本入札」という。)に関する現地調査及び資料閲覧に関し、下記事項を誓約いたします。
第1条 (守秘義務の誓約) 弊社は貴法人の許可なくして、社外はもちろん貴法人職員で本件に直接関与していない者に対しても、本入札に関し弊社が知り得た全ての事項・情報を開示、漏洩し、若しくは自ら使用しないことを約束いたします。
第2条(資料複写の禁止等) 弊社は、守秘義務を厳守するため、貴法人より本入札に関し、開示された資料一切の複写をしないことを 約束し、貴法人より返還を要求された場合、これらの資料及びそのコピー並びにそれらに関する資料の一 切を直ちに返還することを約束いたします。
第3条(入札後の守秘義務) 弊社は、貴法人において本入札が行われた後といえども、第1条記載の事項・情報を開示、漏洩若しくは 使用しないことを約束いたします。
第4条(守秘義務違反後の処置) 弊社は、貴法人とお約束した守秘義務に反した場合、貴法人が行う合法的処置を受けることを約束いたします。
令和 年 月 日 住 所 会社名 代表者名

	仕様書の記載部分	履行内容	資料番号
5 作	業管理要件·機器要件		
(1)) 作業計画の作成		
	作業計画を作成し、主管課の承認を受けること。作業計画に変更の必要が生じた場合、速やかに主管課に報告すること。		
(2)	 調達機器の基本条件		
	ア 調達機器は中古品であってはならない。同一種類の機器に関しては、特別な記載がない限り、機種及び型番をすべて 統一すること。		
	イ 調達機器は、特別な記載がない限り、十分に高い信頼性を有する標準的な既製品であって最新のものであること。作 業スケジュール提出時において製品化されている機器であること。		
	ウ 調達機器は、原則、請負者において5年以上保守できるものを導入すること。		
	エ 調達機器は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(グリーン購入法)に可能な限り適合したものとすること。		
	オーソフトウェアのバージョンは、最新版を提供すること。		
(3)	」 入退室管理システム等機器の構築		
	ア 以下の4箇所(それぞれ入室側、退室側)に対して、ドアの構造を考慮した上、適切な位置に非接触型ICカード装置を設置すること。 【設置箇所】 ・ミーティングスペース側入退室口(スライド式自動ドア) ・運用管理室(開きドア) ・オンサイト施設(スライド式自動ドア) ・職員執務室側入退室口(開きドア)		
	イ カードリーダ用電源装置を設置すること。 【リーダ用電源装置】 (3)アの物品が正常稼動できる電力を確保可能な機器を選定すること。 ただし、入退室管理システム制御部にリーダを含めたシステム全体の電源供給が可能で、かつ一定時間のバックアッ プ電源を有している場合、リーダ用電源装置は不要でも良い。		
	ウ (3)アで示した各ドアに設置されている電子錠を制御し、入退室を管理するシステムを構築すること。 【電子錠による入退室制御】 ・(3)アに設置した電子錠に接続させた入退出制御を行うこと。 ・運用管理室及び職員執務室側入退出口には非常時に(3)アの4箇所のドア全てを解錠する機能(パニックオーブン機能)を適切な位置に設置すること。 ・ドアが閉まった場合、自動的に施錠されること。		
	エ 【入退室管理システム用ノートPC】 ・「履行内容一覧」別紙の基本仕様を満たし、入退室管理システムソフトウェア等が、動作可能な機器を導入すること。 また機器導入に当たり必要となるケーブル類を用意し、接続すること。		
	【入退室管理システムソフトウェア】 ・GUI等の簡易な操作でユーザ管理が行えること。(氏名、所属などの登録・削除、ICカードの発行等)加えて、ユーザ別に入退室できる箇所の制御・管理を行えるようにすること。 ・50人以上のユーザ登録等の管理が可能なこと。 ・入退室の履歴が最低ー年以上記録可能で、入退室記録やユーザー覧がCSVファイルへの出力が容易なこと。 ・アンチパスパック機能を有し、アンチパスパックを検知した場合開錠を行えない構築が可能なこと。 ・NTPサーバを用意し、システムの時刻補正が自動的に行えること。 ・他の機器に、同一機能を有している場合はソフトウェアの有無は指定しないものとするが、主管課で判断可能な構成図等を別途提示すること。		

	仕様書の記載部分	履行内容	資料番号
	【非接触型ICカード】 ・非接触型ICカードを50枚導入すること。 ・非接触型ICカードのサポートタイプはFeliCa®とすること。		
	【カード登録器】 ・通信規格のFeliCa®に対応していること。 ・非接触型ICカードに対応した通信規格とすること。 ・上記の入退室管理システム等管理用機器に接続し、登録等の管理が可能な状態にすること。		
	才 【無停電電源装置】 ・(3)エに記載した入退室管理システム機器等において、常時、通電が必要となる機器がある場合には、無停電電源 装置を設置するとともに、当機器を統計センターが指定した場所に設置すること。 ・機器の設置に当たっては、十分な耐震措置を講じること。		
(4)	_ ネットワークカメラ(監視カメラ)等の構築		
	ア 中央データ管理施設(統計センター)と連携したシステムを構築すること。統計センターでは、中央データ管理施設と全国のオンサイト拠点をVLAN(SINET)で結ぶオンサイト利用システムを有している。統計データ利活用センターは全国のオンサイト拠点のひとつであると同時に、運用管理の役割も担い、全施設のカメラ映像の監視を行っている。本構築や保守は、オンサイト拠点としての設備を対象とする。		
	イ 別紙1のとおり配置したオンサイト施設内の全ブース(ブース①~③)において、利用者の行動(机上の作業内容)が死角なく、録画できるようにネットワークカメラを設置すること。 【ネットワークカメラ】、【ネットワークカメラ録画記録装置】、【液晶モニター】、【スイッチングハブ】 ・別紙2の仕様要件を満たす機器であること。 また機器導入に当たり必要となるケーブル類を用意し、接続すること。 ・ネットワークカメラ、ネットワークカメラ録画記録装置、液晶モニター及びNVR設定用PCとの接続確認及びその稼動が担保されている機器(又は推奨機器)であること。 ・ネットワークカメラ及びネットワークカメラ録画記録装置に対して、NTPサーバを用意し、システムの時刻補正が自動的に行えること。 ・ネットワークカメラ録画記録装置は、外部メディアに録画映像ファイルをコピーできる機種であること。・Webブラウザ(Edge、Chrome)で映像を表示可能な機器であること。		
	【無停電電源装置】 ・自動シャットダウン機能を有していること。 ・入退室管理システム等管理用機器、ネットワークカメラ録画記録装置を接続し、バックアップ時間として 3分以上が可能なこと。 ・19インチサーバラックに格納可能なよう、マウントキットを用意し、オンサイト施設内のラックに格納すること。		
	ウ 上記ア及びイの機器は指定した場所(オンサイト室19インチサーバラック)に設置すること。機器の格納に当たっては、 十分な耐震措置を講じること。既存の通信機器(ONU等)に影響を与えないように設置すること。なお、サーバラックや ファンに交換の必要が生じた場合は同等品と交換することも可とする。		
(5)	(5) その他の調達機器要件 ・(3)~(4)に記載した製品と同等以上の仕様であれば、これによらない提案も可とする。 ただし、この場合においては、性能が同等以上である根拠を明確にし、事前に主管課の了承を得ること。 ・ケーブルや電子錠については既存設備で流用することも可とするが、 その場合はそれらも保守対象とし、事前に主管課の了承を得ること。		

	什様書の記載部分		次州平口
_		履行内容	資料番号
	(6) 既存入退室管理システムの一部機器の取り外し作業		
	ア 既存入退室管理システムの機器(ICカードリーダ、ネットワークカメラ、ケーブル等)を取り外しすること。請負者は取り外 し対象機器についての資料閲覧を行うことができる。		
	イ 取り外した既存入退室管理システムの機器は、主管課職員が指示した場所(運用管理室等)に移動させること。		
	ウ 取り外した後に補修が必要な場合は、適宜対応すること。		
	 エ 既存入退室管理システムは、上記ア.取り外し対象以外に接続されている機器があるため、既存機器の取り外しに当		
	上 城市八屋主音 生ノハ ゴは、土田ノ・ボタフトンカネタフトニカルになっている。 かっぱい かっぱい かっぱい かんしん は でんかっかん かっぱい かんしん かんしん かんしん かんしん かんしん かんしん かんしん かんし		
	(7) 作業完了後、完成図面を提出し、主管課職員の承認を得ること。		
	(8) 世当職員に対し、ユーザ登録・削除方法、監視カメラ録画システムなどの操作方法の研修を実施すること。また、当該研修		
	のためのマニュアルを用意すること。		
	(9) 入退室管理システム等に対し、保守契約期間の間、安定した動作の維持及び障害発生時の迅速な復旧等を行うことを目		
	的とし、下記項目の保守等業務を行うこと。		
닏	-0.99 -0b-#-(4		
	設置・設定要件		
	(1) 調達機器の設置及び設定作業は請負業者が実施すること。		
	(2) 調達機器は、納入場所である運用管理室またはオンサイト施設に設置するものとする。		
	詳細は、機器の特性等を考慮しつつ担当職員と相談すること。		
	(3) 運用管理室、オンサイト施設及び職員執務室・ミーティングスペース間通路の入退室管理システム等の構築に係る配線業		
	務は請負業者が実施すること。		
li	(4) ・(4) 調達機器の導入、システム構築に当たり必要となるケーブル(電源ケーブル及びネットワークケーブル)は、		
	請負業者が用意し、接続すること。		
	・又は、既存の入退室管理システムで使用しているネットワークケーブルが使用できる場合は、流用することも可とする。		
	なお、各ケーブルはタグ付けや色分けを行うこと。		
	(5) 設置・設定においては、既存の設備に支障をきたさないよう十分注意すること。		
	(6) すべてのOS及びソフトウェアについてユーザ登録の代行を行うこと。		
	(7) 調達機器への設定等において、本調達以外の機器の接続及びソフトウェアのインストールを行う必要がある場合には、事		
	前に担当職員への報告・説明を行い、承認を得ること。		

	仕様書の記載部分	履行内容	資料番号
8 約	內入成果物		
	納入成果物(構築等にかかる納入成果物、保守等業務にかかる納入成果物)を記録した電磁気的記録媒体(正・副)、紙媒体(正・副)を主管課に提出すること。		
9 請	賃負者の要件		
(1) ISO9001、ISO14001の認証を取得若しくは、同等以上の品質マネジメント、環境マネジメント対策を実施していること、又は認証を取得している事業者が含まれた業務体制であること。		
(2) 建設工事業、電気工事業、内装仕上工事業の建設業許可を有していること、又は建設業許可を有している事業者が含まれた業務体制であること。		
12 Ī	再委託		
(1) 本業務にかかる業務の全部、又は大部分を再委託してはならない。業務の一部を他の事業者に再委託により行わせる場合は、再委託する業務を必要最小限の範囲とし、事前に書面で統計センター理事長の承認を得ること。		
(2	計負業者は、再委託した業務に関し、統計センターに対して全ての責任を負うものとする。		

①入退室管理	システム用PC・NVR設定用PC(ノートPC)		メーカー名		品名			
項目	要求仕様	数量		提案物の諸元等		数量	型式番号	資料番号
os	Windows 11 Pro 64bit(日本語版)とすること。							
ディスプレイ	12.1インチ以上12.5インチ以下とすること。解像度はフルHD(1920×1080以上) 又はWUXGA(1920×1200以上)であること。							
CPU	インテル社製 Core i5 と同等以上の性能を有すること。]						
メモリ	8GB以上とすること。]						
SSD	128GB 以上とすること。	1						
光学ドライブ	DVDスーパーマルチドライブを内蔵すること。 又はポータブルタイプのドライブを添付すること。							
通信機能	・1000BASE-Tに対応可能なLANアダプタを内蔵すること。 ・1EEE 802.11a/b/g/n/acに対応していること。	•						
USB端子	USBポートを2口以上有しており、USB3.0に対応していること。							
モニター出力端子	HDMIポート及びアナログRGBポートを有すること。又はポート変換アダプタを添付すること。プレゼン用PC接続モニターと接続できること。	1						
パッテリー	内蔵バッテリーによる稼働時間(カタログ値)が8時間以上あること。							
重量	モバイルでケーブルレス、アクセサリなしの状態で使用する際の本体重量は1.3kg以内であること。(バッテリー含む)							
マウス	スクロール機能付有線マウスを添付すること。							
ソフトウェア	・Office Home and BusinessまたはStandard 2021(日本語版)。 ・ウィルス対策ソフト。							
その他	 ・セキュリティワイヤーで固定するためのスロットを有すること。 ・セキュリティワイヤーを添付すること。 ・PC用のクッションケースを添付すること。 ・ACアダプタを有すること。 ・長さ2m、4個口以上のOAタップを添付すること。 ・日本語キーボードが内蔵されていること。 							

ネットワーク	フカメラ(監視カメラ)		メーカー名		製品名			
項目	要求仕様	数量		提案物の諸元等		数量	型式番号	資料番号
	 ・ネットワークに接続可能 ・天井や壁など触れられない位置に設置可能 ・PoE電源対応 ・画面サイズ640×480、800×600、1280×960対応 ・動画圧縮フォーマットH.264、H.265及びMotion JPEG対応 ・配信量制限及びフレームレート設定に対応 ・HTTP画像配信対応 ・同時接続セッション数2以上 ・録画機器で接続確認できている製品(又は推奨製品) ・利用者の動作が確認できるよう設置 	2						
ネットワーク	カカメラ録画記録装置(ネットワークビデオレコーダ(NVR))		メーカー名		製品名			
項目	要求仕様	数量		提案物の諸元等	等	数量	型式番号	資料番号
	・ネットワークに接続可能 ・録画容量4TB以上 ・HDMI映像出力対応(ライブ映像及び録画映像) ・LANポート2つ以上有すること ・録画データは、他のPC で再生可能な形式で電子媒体に複写できること ・録画データを他のPC で再生する際に、ソフトウェア等の追加費用が発生しないこと ・動画圧縮フォーマットH.264, H265 及びMotion JPEG 対応 ・HTTP 画像配信対応 ・NVR操作用モニターを設置(次項④) ・施設管理者が監視する監視用モニターを設置 ・部外者が触れられないよう設置(鍵付ラックなど)	1						
夜晶モニタ	ー(NVR操作用モニター, 運用管理室監視用モニター)		メーカー名		製品名			
項目	要求仕様	数量		提案物の諸元等	F .	数量	型式番号	資料番:
	 ・ディスプレイは21.5インチ程度とすること ・解像度はフルHD(1920×1080以上)を有すること ・「③ネットワークカメラ録画記録装置(ネットワークビデオレコーダ(NVR))」との接続・ 稼動が十分に担保されていること ・テーブル等に置くためのスタンドを有すること ・モニターへの出力はHDMI接続とすること。 	2						
スイッチング	ブハブ		メーカー名		製品名			
項目	要求仕様	数量		提案物の諸元等	ş	数量	型式番号	資料番·
	・1000Mbpsに対応したポートを8ポート以上を有すること。 ・すべてのポートがPoE対応であること。 ・タグVLANに対応していること。	1						

統計センター入札情報の配信サービスを始めました!!

平成 29 年7月より、統計センター入札情報の配信サービスを開始しました。 このサービスは、統計センターの入札について、入札公告を掲載したことをメール で配信するサービスです。

登録方法

メールに以下の内容を入力の上、送信してください。

あて先

MAIL: koukoku_atmark_nstac.go.jp

「_atmark_」を「@」に置き換えて送信してください。

必要事項

- ・メール件名(「入札情報配信サービスの登録」と記載してください)
- ・法人名
- ・法人番号
- ・登録メールアドレス
- ・連絡先
- ・配信を希望する資格の種類(物品の製造・販売/役務の提供等/工事)

本サービスの利用に当たっては、統計センターホームページに掲載の 利用規約に同意したものとみなします。

皆様のご登録をお待ちしております!

詳しい登録方法はこちらから

統計センター 調達情報

検索

URL: http://www.nstac.go.jp/supply/index.html